

**家計急変世帯に対する補助 各種フローチャート(離婚の場合)**

※令和4年度は、令和3年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。

離婚は入園決定日より後ですか？

対象になりません。

現在、園児と同じ世帯に保護者以外の成人はいますか？

住民票上、同一世帯内の成人(保護者を含む。)に市町村民税が課税されている人はいますか？

※ さいたま市などの政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。

はい

いいえ

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③離婚日の分かるもの  
(戸籍抄本、離婚受理証明書等)  
④世帯の大人全員分の非課税証明書を幼稚園へ提出してください。

保護者は、今年、市町村民税が非課税ですか？

現在の世帯の家計支持者の所得は、別れた配偶者より少ないですか？

保護者を含めた世帯内の成人に市町村民税所得割課税額が211,200円を超える人はいますか？

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③離婚日の分かるもの  
(戸籍抄本、離婚受理証明書等)  
④保護者を含む世帯内の大人全員分の所得証明書類  
(課税証明書、特別徴収税額決定通知書等)  
⑤別れた配偶者の所得の分かるものを幼稚園へ提出してください。

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③離婚日の分かるもの  
(戸籍抄本、離婚受理証明書等)  
④保護者の非課税証明書を幼稚園へ提出してください。

対象になりません。

※公的年金については、比較する際の収入には含めません。

## 家計急変世帯に対する補助(死亡の場合)

※令和4年度は、令和3年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。

死亡日は入園決定日より後ですか？

対象になりません。

現在、園児と同じ世帯に保護者以外の成人はいますか？

住民票上、同一世帯内の成人(保護者を含む。)に市町村民税が課税されている人はいますか？

保護者は、今年、市町村民税が非課税ですか？

現在の世帯の家計支持者の所得は、亡くなった人より少ないですか？

保護者を含めた世帯内の成人に市町村民税所得割課税額が211,200円を超える人はいますか？

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③死亡日の分かるもの(住民票除票等)  
④保護者の非課税証明書  
を幼稚園へ提出してください。

対象になりません。

※公的年金については、比較する際の収入には含めません。

※ さいたま市などの政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③死亡日の分かるもの(住民票除票等)  
④世帯の大人全員分の非課税証明書を幼稚園へ提出してください。

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③死亡日の分かるもの(住民票除票等)  
④保護者を含む世帯内の大人全員分の所得証明書類(課税証明書、特別徴収税額決定通知書等)  
⑤死亡した人の所得の分かるものを幼稚園へ提出してください。

はい

いいえ

## 家計急変世帯に対する補助(失業の場合)

※令和4年度は、令和3年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。

失業は入園決定日より後ですか？

対象になりません。

現在、同じ世帯の中で失業した人以外に市町村民税が課税されている人はいますか？

市町村民税が課税されている人の所得は、失業した人の所得よりも少ないですか？

市町村民税が課税されている人で市町村民税所得割課税額が211,200円を超える人はいますか？

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③失業を証明する書類  
④失業者の課税証明書等を幼稚園へ提出してください。

対象になりません。

対象になると思われるので

①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③失業を証明する書類  
(退職証明書、雇用保険受給資格者証、離職票-2等)  
④保護者を含む世帯内の大人全員分の所得証明書類  
(課税証明書、特別徴収税額決定通知書等)を幼稚園へ提出してください。

※ さいたま市などの政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。

※公的年金については、比較する際の収入には含めません。



はい

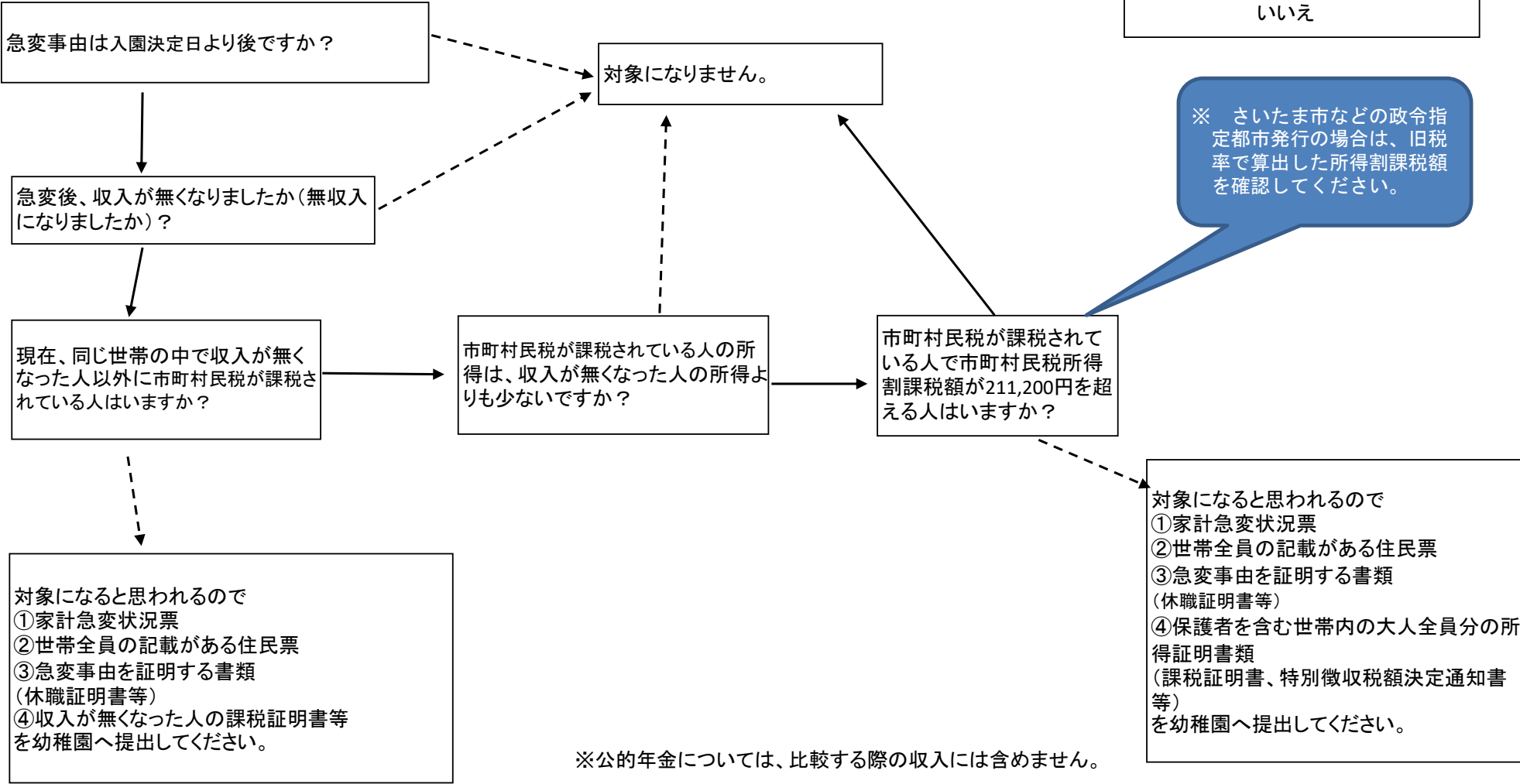
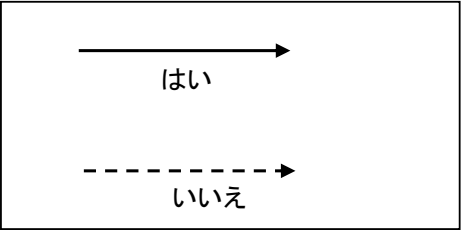


いいえ

**家計急変世帯に対する補助(その他の場合 例:休職など)**

※令和4年度は、令和3年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。

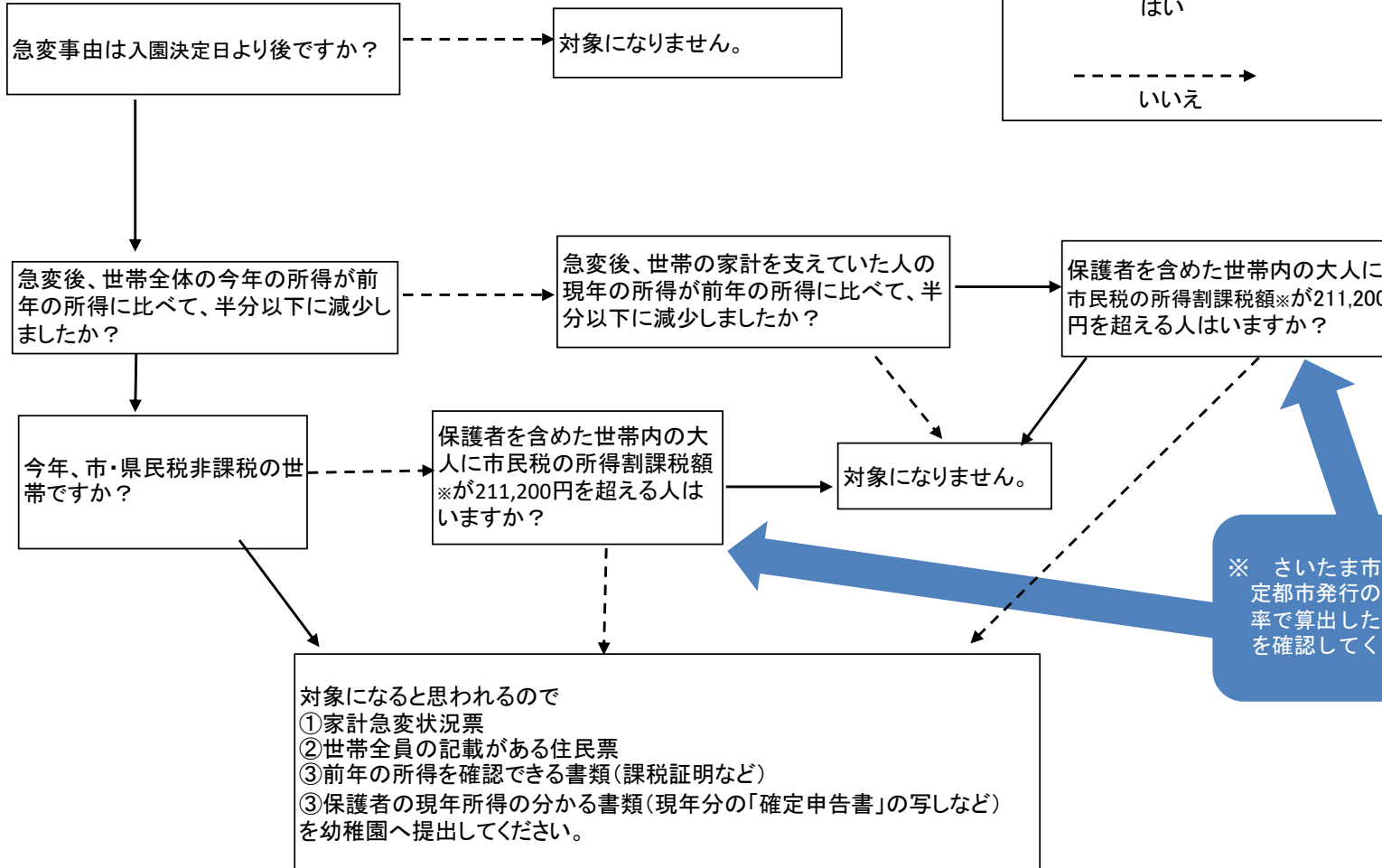


※公的年金については、比較する際の収入には含めません。

## 家計急変世帯に対する補助(所得半減の場合)

※新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化等で、現年(令和4年1月～令和4年12月)の所得が前年(令和3年1月～令和3年12月)の所得に比べて半分に以下に減少した世帯が対象となります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。



※ さいたま市などの政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。

※公的年金については、比較する際の収入には含めません。